

23受文科科第2381号
平成23年7月13日

行政文書不開示決定通知書

全国市民オンブズマン連絡会議
代表幹事 土橋 実 様

文部科学大臣
高木 義明



平成23年6月9日付け（同年6月13日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

文部科学省が行った放射線モニタリングデータ（2011. 3. 11～6. 8）
（但し、国、独立行政法人、地方自治体、電力会社、電力事業連合会、財団法人日本分析センターの各 web に掲載されているもの（2011. 6. 8 現在）及びその元となるデータを除く。該当するデータの項目及びホームページに未掲載の日付は別紙のとおり。）

2 不開示とした理由

ホームページに未掲載の日付のデータは、そもそも計測を行っておらず、請求に該当する文書は保有していないため、不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、文部科学大臣に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

* 担当課等

科学技術・学術政策局原子力安全課 TEL 03-5253-4111 内線 3907

(別紙)

- ・ 都道府県別環境放射能水準調査結果 3/11~3/12 (17:00) まで
- ・ 福島第1及び第2原子力発電所周辺のモニタリングカーを用いた固定測定点における空間線量率の測定結果 3/11~16 (1:05) まで
- ・ 福島第1及び第2原子力発電所周辺の簡易型線量計を用いた固定測定点における積算線量の測定結果 3/11~25 (10:00) まで
- ・ 福島第1及び第2原子力発電所周辺のモニタリングカーを用いた走行サーベイによる空間線量率の測定結果 3/11~22 (19:00) まで及び4/15 (13:00) 以降
- ・ 川俣町走行モニタリング結果 4/18 (19:00) 以外の日付
- ・ 福島第1及び第2原子力発電所周辺のダストサンプリング、環境試料及び土壌モニタリングの測定結果 3/11~3/21まで
- ・ 福島第1及び第2原子力発電所周辺の航空機モニタリング結果 3/11~3/26 (10:00) まで及び4/23 (16:00) 以降
- ・ 福島第1及び第2原子力発電所周辺の海域モニタリング結果
 - (1) 海底土のモニタリング結果
 - 宮城県・福島県・茨城県沖における海域モニタリング結果 5/12、6/12 以外
 - 福島第1原子力発電所周辺の海域モニタリング結果 5/6、12 以外
 - (2) 海水及び海上のモニタリング結果
 - 宮城県・福島県・茨城県における海域モニタリング結果 5/20、24、6/4、9 以外
 - 福島第1原子力発電所周辺の海域モニタリング結果 3/11~23、4/1、3、5、7、9、11、15、17、19、21、23~26、28、30、5/2~4、6、8~19、21~23、25~6/3、5~8